

居宅訪問型 認可外保育施設一覧

令和8年3月23日現在で広島市に届出のあった事業所について掲載しています。
 事業所については、住所や電話番号等を掲載、個人の事業者については、設置者名（施設名）のみを掲載しています。
 有資格者数は、保育士・看護師・准看護師の配置数を掲載しています。
 集団指導参加状況は、令和7年度広島市主催の研修会に参加した施設に「○」印を掲載しています。

立入調査（書面監査）実施状況は、令和7年度居宅訪問型認可外保育施設に対する立入調査（書面監査）を実施した施設に「○」印を掲載しています。

【「幼児教育・保育の無償化」の対象となる認可外保育施設について】

令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」により、「保育の必要性がある」との施設等利用給付認定（2号認定、3号認定）を受けた子どもが、無償化対象施設としての確認を受けた認可外保育施設を利用した場合、当該施設に支払った利用料の全部又は一部が、上限額の範囲内で無償化されます（注）。下表の「確認年月日」の欄に日付が記載されている施設が無償化の対象となる施設で、記載されている年月日以降の利用に係る利用料が、上限額の範囲内で無償化されず。幼児教育・保育の無償化の対象となる施設は、国が定めた基準（認可外保育施設指導監督基準）を満たすとともに、広島市から無償化対象施設として「確認」を受ける必要があります。

令和6年10月1日以降の新設施設については、自主点検表の確認をもって、「みなし無償化確認施設」としての申請が可能となります。下記施設一覧の無償化確認年月日欄に※がある施設が「みなし無償化確認施設」です。また、立入調査実施後の証明書の発行をもって無償化確認施設となりますが、結果によっては無償化確認施設の対象外となることもあります。

（注）幼稚園又は認定こども園の幼稚園部分に在籍している園児については、当該幼稚園等が「平日8時間以上かつ年間200日以上の子供の預かり保育」を実施している場合、施設等利用給付認定（2号認定、3号認定）を受けていても、認可外保育施設の利用料は無償化されません。また、保育園、認定こども園の保育園部分又は企業主導型保育施設に在籍している子どもは、施設等利用給付認定を受けることができませんので、認可外保育施設の利用料は無償化されません。

居宅訪問型 認可外保育施設（事業所）

施設名	郵便番号	住所	電話番号	有資格者数	無償化対象 確認年月日	集団指導 参加状況	立入調査 (書面監査) 実施状況	基準を満たす 証明書
おうち保育わか	731-0232	安佐北区亀山南5-17-12	205-0707	10名	令和元年10月1日～	○	○	○
アンファン	731-0138	安佐南区祇園4丁目7-3	225-7810	32名	令和元年10月1日～	○	○	○
子育て支援サービス MamaAnd			090-1339-0474	1名		○	○	○
広島市シルバー人材センター	730-0005	中区西白鳥町23-9	223-1156	44名	令和元年10月1日～	○	○	○
りとるぼけっと				0名	令和元年10月1日～	○	○	○
居宅訪問型保育HiKaRi	731-0113	安佐南区西原1丁目4-7-503	871-2422	1名	令和3年6月1日～	○	○	○

居宅訪問型 認可外保育施設（個人）

設置者名（施設名）	無償化対象 確認年月日	有資格者数	集団指導 参加状況	立入調査 (書面監査) 実施状況	基準を満たす 証明書
岸菜 麻衣子		1名		○	
高本 友史子	令和元年10月1日～	1名	○	○	○
川本 真樹子	令和元年10月1日～	0名	○	○	○
八塚 裕美	令和2年4月1日～	1名	○	○	○
新谷 由美子	令和6年10月1日～	1名	○	○	○
中木 みち		1名	○	○	○
紙田 絵美	令和4年3月14日～ 令和6年9月30日	1名		○	
訪問保育心み 尾尻 文枝	令和5年3月9日～	1名	○	○	○
中元 美歩	令和5年8月1日～	1名	○	○	○
沖田 有紀子		0名		○	○
竪道 美智代		1名		○	○
佐川 裕美子		1名	○	○	○
吉富 さやか		1名	○	○	○
多田 つまき		1名	○	○	○
丸山 英里		1名	○	○	○
中井 さや		1名	○	○	○
藏本 陽子		1名	○	○	○
大年 愛衣		1名	○	○	○
山口 優衣		1名	○	○	○
高橋 日向子		1名		○	
内田 紗希		1名			
小田 栞		1名			